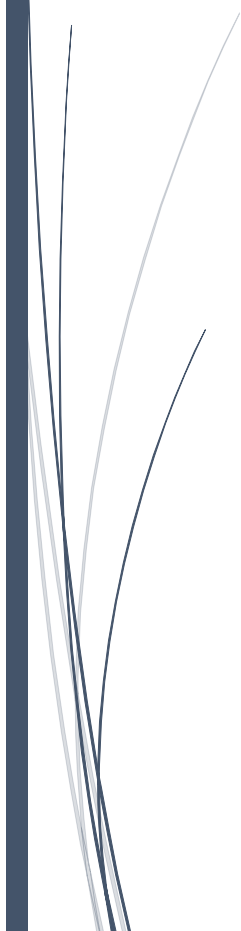


道の駅なるさわ指定管 理者に関する提言書

令和7年3月17日

鳴沢村議会



はじめに

指定管理者制度は、「多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること」を目的として、平成 15 年 6 月の地方自治法の改正により設けられました。

公の施設の管理主体は、それまでは、直営とする場合のほかは、出資法人、公共団体、公共的団体に限定されていましたが、法人その他の団体であれば特段の制限がなくなり、民間企業等が管理主体となることも可能となりました

地方自治法では、指定管理者の指定の手續等を条例で定めること、指定は期間を定めて行うこと、指定をするときは議会の議決を経なければならないこと、指定管理者は毎年度終了後、事業報告書を作成し提出しなければならないこと等が規定されていますが、具体的な指定管理者の選定の方法、指定期間等の制度の運用は、それぞれの地方公共団体の政策的な判断に委ねられています。

本村の状況

本村では、地方自治法の改正を受け、平成 19 年 12 月に「鳴沢村公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例(以下「条例」という)」を制定し、平成 20 年 1 月から導入しています。

道の駅なるさわは、平成 7 年に開業し、当初から JA 鳴沢村が物産館の営業を行っておりました。平成 20 年からは指定管理者として引き続き JA 鳴沢村が、物産館の運営を行っていました。指定管理者の指定方法は、条例第 5 条における指定管理者の候補者の選定の特例を適用し、公募によらず指定管理者に指定しておりました。

村は、山梨県農政部からの指導により、組合員の売上に対する組合員以外の売上比率が 20%を超えてはならないと定められている農業協同組合法第 10 条第 17 項に抵触しないよう、平成 28 年に道の駅なるさわ物産館の地元農産物販売コーナー以外の運営を JA 鳴沢村が 100%出資している子会社へ再委託することを承認しております。

平成 20 年の道の駅なるさわ指定管理者選定委員会において、粗利益率の低さ、販売スタッフの教育不足など運営の改善を指摘し、その後も再三にわたる指導がありましたが、期待どおりの成果がみられていない状況であります。

そのような状況の中、JA 鳴沢村が令和 7 年 8 月を目途に JA ふえふきとの合併を協議している中、JAふえふきから道の駅指定管理者の継続が合併条件のひとつとしてあがったことから、議長宛に令和 7 年 1 月 31 日付でふじさん出荷組合より「道の駅の農協指定管理者継続の嘆願書」、令和 7 年 2 月 14 日付でJA鳴沢村より「道の駅なるさわの指定管理の継続に関する陳情書」が提出されました。

議会では、先ほどの嘆願書、陳情を受け、令和 7 年 2 月 14 日に議員よりとりまとめた議会から質問書を提出しました。

令和 7 年 3 月 3 日にJA鳴沢村及びJA中央会から陳情書提出に至った経緯、現在の状況並びに今後の合併についての説明を受けた後、議会からの質問書に対する回答を受けました。

その後、全員協議会を 3 月 3 日、3 月 17 日に開催し、陳情書について下記のとおり協議を行い、議会として村長へ提言を行うことに決定しました。

全員協議会での協議内容

- 道の駅なるさわは、地元農産物の販売促進、観光拠点、災害時の避難所など地域経済の活性化に寄与する重要な施設である。
- 道の駅なるさわの指定管理者としてのJA鳴沢村は村の期待する成果を挙げていない。
- JAふえふきは、桃や葡萄を中心とした直売所での運営実績があり、営農指導体制も充実している。また、道の駅の運営が改善するためのアクションプランの提示もあった。
- JAふえふきとの合併がなくなれば、JA鳴沢村が解散する可能性があり、組合員である住民に大きな影響が生じるおそれがある。

議会からの提言

条件付きで合併後のJAふえふきに指定管理者を継続させることがよいと考えます。

条件

1. 施設使用料を営業利益比率から売上高比率に変更すること
2. 協定の期間を5年ではなく、3年程度とすること。
3. 道の駅の利益と、それ以外の JA の利益が明確に分けられた透明性の高い収支報告を行うこと。